



2018 (平成30) 年
3月23日
金曜日

東電の重過失性否定

賠償6億1240万円にとどまる

東京電力福島第一原発事故で楢葉町や双葉町などの避難区域から避難した住民二百十六人が東電に総額約百三十三億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、地裁いわき支部は二十二日、原告二百十三人に総額約六億一千二百四十万円を支払うよう命じた。原発事故で古里を追われた「ふるさと喪失」慰謝料と、東電の津波予見可能性を認めながら「著しく合理性を欠ける」とまでは認められない」と故意性と重過失性を否定。慰謝料を増額する理由にならぬと判断した。

(2)面に関連論説、27・31面に関連記事
慰謝料と「ふるさと」賠償額を算定した。
喪失」慰謝料を合わせ、東電が既に支払った

全国で約三十件ある同種の集団訴訟で判決が言い渡されたのは七例目となった。原告の救済を早期に実現させるため、国を相手取る

原発賠償

なかつた。島村典男裁判長は判決理由で「内容や程度は異なるが、住み慣れた地域での平穏な生活を妨げられた。精神的な損害を受けた」と指摘した。避難生活に伴

分を差し引いて住民一人当たり百五十万円から七十万円の支払いを命じた。「ふるさと喪失」慰謝料が認められたのは昨年九月の千葉地裁判決、今年二月の東京地裁判決に続いて

判決骨子

- 東京電力には福島第一原発事故の賠償責任がある。213人に計約6億1240万円を支払え
- 原告らは平穏な生活を害され、過酷な避難生活を受け、精神的な損害を受けた。慰謝料を認めよ
- 東電が津波到来の現実的な認識を著しく合不合理性を認められず、予見可能性は著しく不足し、慰謝料増額の理由にはならない

三例目となる。請求額と判決で賠償を命じた額に大きな開きがあることを受け、原告側弁護士は原告の意向を確認した上で控訴する方向で検討する。原告団側の広田次男弁護士は「ふるさと喪失」が認められたことは大きいと、全く納得できない内容。判断と金額が見合っていない」としている。原告は福島第一原発の三十キロ圏内から県外に避難した人がほとんど。一人当たり三千万円の「ふるさと喪失」

慰謝料、避難生活に伴う月額五十万円の精神的慰謝料などを求めた。